第21回(2025年度)APECアーキテクト登録案内

2025年10月 公益財団法人建築技術教育普及センター

1 APECアーキテクト登録スケジュール

查合格者発表 発表 [合格発表日 2025年10月1日(水)] 登録申請の受付 申請受付 2025年10月1日(水)~ 11月30日(日)(消印有効) 申請内容の 登録申請内容の確認 確認 1 登録 APECアーキテクト登録者名簿に登録 登録証及びIDカードの交付 登録証及び IDカードの交付 [登録の有効期間 2025年10月1日 ~ 2028年9月30日]

2 登録申請手続き

- (1) 登録申請書の受付
 - ① 受付期間 2025年10月1日(水)~11月30日(日)
 - ② 受付場所 日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局 公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
 - ③ 登録対象者 2025年10月1日(水)に発表された審査合格者
 - ④ 申請方法 ・上記受付場所へ申請書類を同封の上、簡易書留郵便等により送付して下さい。 (普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますので、必ず、簡易書留又はレターパック等 受理が確認可能な方法で郵送してください。)
 - ⑤ 注意事項 ・登録申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。
 - ・登録申請書の記載内容に不備があるものは、受付けない場合があります。
 - ・受付期間中に登録手続きが行われなかった場合、審査の合格判定結果は失効します。従って、<u>受付期間内に登録申請を行わない場合、理由の如何を問わず登</u>録を受けることができなくなりますので、注意して下さい。
 - ・登録申請のために提出された書類については、返却に応じられません。
- (2) 登録手数料 7,150円(うち消費税額650円)
 - 一旦収納した登録手数料は、返還しません。
- (3) 登録申請に必要な書類等
 - ① 【様式A-1】APECアーキテクト登録申請書(同封しているもの)
 - ② 【支払証明書】郵便振替払込請求書兼受領書のコピー(受付日付印が受付期間中のもの) 登録手数料7,150円(うち消費税額650円)をゆうちよ銀行又は郵便局に備え付けの払込 取扱票により、必ず個人別にゆうちよ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行され る郵便振替払込請求書兼受領書のコピーを「APECアーキテクト登録申請書(様式Aー 1)」裏面に貼付して下さい。(払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いし ます。)

なお、領収書につきましては、郵便振替払込請求書兼受領書をもって代えさせていただきます。

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

③ 【様式A-2】登録簿記載事項の英語表記届

当センターウェブサイトよりダウンロードした様式に入力したデータファイル (CD-ROM 又は USB メモリ等に保存し、整理番号、氏名を記載したラベルを貼付して下さい。)

④ 【様式A-2】登録簿記載事項の英語表記届をA4サイズの用紙に出力したもの

(4) 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理するAPECアーキテクト登録者名簿(以下「登録簿」という。)に必要な事項(APECアーキテクトの登録番号、氏名、勤務先(名称、所在地、電話番号、E-mail)、主たる登録/免許を受けているエコノミーが「日本」であること、登録/免許を受けている他のエコノミーの名称及び他エコノミーのAPECアーキテクトと共同で業務を行うことに関する希望の有無)が記載されます。当該登録簿は日本語及び英語表記でウェブサイトにおいて公表されますので予めご了承下さい。

(5) ウェブサイトにおいて実務経験等の公表を希望される方

登録者のうち、実務経験等の公表を希望する方については、以下の1)の内容を上記の登録簿とともにAPECアーキテクトのウェブサイトにおいて公表いたします(希望により英語併記可)。公表を希望される方は、(3)登録申請に必要な書類等に加えて以下の2)の提出物を送付して下さい

- 1) ウェブサイトに公表する内容
 - ① 審査申請の際に提出された3年の実務経験(審査申請書の様式3にて提出された当該経験として 認められたプロジェクトのうち1件)に関する以下の情報
 - プロジェクトの名称
 - 用途
 - 構造
 - ・規模(延べ面積及び階数)
 - プロジェクトの特徴
 - ② 登録者の顔写真のデジタル画像及び①に対応するプロジェクト(建築物)のデジタル画像 (2枚以内)
- 2)提出物(CD-ROM 又は USB メモリ等に保存し、整理番号、氏名を記載したラベルを貼付して下さい。)
 - ① デジタル画像
 - 顔写真(1枚)

正面・脱帽のもの

画像サイズ:横125×縦125ピクセル以内

画像フォーマット: JPEG 又は GIF ファイルサイズ: 50KB 以内(厳守)

プロジェクト(建築物) (2 枚以内)

画像サイズ:横300×縦225ピクセル以内

画像フォーマット: JPEG 又は GIF

ファイルサイズ:100KB 以内/枚(厳守)

② 掲載を希望するプロジェクト1件(審査申請時に提出したもので様式3における経験として認め

られたものに限ります。)を審査申請書の様式3に入力したワードファイル及びA4サイズの用紙に出力したもの

- ③ 英語による併記を希望される方は、上記②のプロジェクトについて、様式B(当センターウェブサイトよりダウンロード)に、以下の内容を英語で書き込んだエクセルファイル及びA4サイズの用紙に出力したもの
 - プロジェクトの名称
 - 用涂
 - 構造
 - ・規模(延べ面積及び階数)
 - プロジェクトの特徴

3 APECアーキテクトの登録

(1) 登録の基準

次のいずれかに該当する方は、登録を受けることができません。

- ① 2025年11月30日(日) (消印有効) までに登録の申請を行わなかった方
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けている方
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている方

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は3年間です。

2025年10月1日に合格した方の登録有効期間は、<u>2025年10月1日から2028年</u>9月30日までです。

(3) 登録証及び I Dカードの交付

登録者には、「APECアーキテクト登録証」及び「IDカード」が交付されます。なお、登録証については発行日が記載されますが、<math>2025年10月1日に合格した方の発行日は、登録申請日に係らず、<math>2025年10月1日となりますのでご注意下さい。登録証及びIDカードについては、登録申請書等の受理から約1ヵ月以内に送付します。

4 登録の抹消

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消されます。
 - ① 登録の有効期間が満了したとき(更新の登録を受けた場合を除く。)
 - ② 一級建築士免許の取消しを受けたとき(免許の取消しを受けたときは、速やかにその旨を事務局に届け出て下さい。)
 - ③ 一級建築士の免許の取消しが判明したとき
 - ④ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

(2) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消される場合があります。

- ① 登録申請書の記載事項のうち<u>氏名、現住所又は勤務先(同一勤務先内で所属部署の変更があった</u> 場合は除きます)について変更を生じた場合で、正当な理由がなく30日以内にその届け出を 怠ったとき
- ② 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止が判明したとき
- ④ 業務に関し不誠実な行為を行ったとき

5 変更等の届出

次の場合には、30日以内に日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局に届け出て下さい。

- ① 登録申請書の記載事項のうち<u>氏名、現住所又は勤務先(同一勤務先内で所属部署の変更があった場合</u>は除きます)について変更が生じたとき
 - ・「APECアーキテクト 登録内容変更届」を提出して下さい。 (登録内容変更届は当センターウェブサイト(https://www.jaeic.or.jp/)からダウンロードできます。)
 - ・氏名に変更があった場合は、あわせて登録証の再交付申請も行って下さい。
 - ・この届出を怠ると、次回更新の案内等ができませんので、忘れずに届け出て下さい。
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき

6 登録証及びIDカードの再交付・返納

- (1) 再交付
 - ①<u>記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、汚損した場合</u>または<u>紛失した場合</u>には、登録証及び IDカードを再交付します。その場合、次のものを提出して下さい。
 - (i) 再交付申請書
 - (ii) 郵便振替払込請求書兼受領証の写し

上記に加え、

- ・<u>記載事項のうち氏名に変更が生じた場合</u>、変更前の登録証及びIDカード、戸籍抄本(又は 謄本)、登録内容変更届も提出して下さい。
- ・<u>汚損した場合</u>、汚損した登録証又はIDカードも提出して下さい。 なお、後日紛失したものを発見した場合は、速やかに返納して下さい。
- ② 再交付に必要な費用
 - ・登録証再交付手数料 1,100円(うち、消費税額100円)
 - ・ I Dカード再交付手数料 1,100円(うち、消費税額100円)
 - ・郵送料(簡易書留) 実費

再交付手数料及び郵送料の合計額を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。(払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。)

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

③申請方法

事務局へ電話連絡した後、上記①のうち該当するものを提出して下さい。再交付申請書及び登録内容変更届は、当センターウェブサイト(https://www.jaeic.or.jp/)からダウンロードできます。

提出先は、「9.提出・問合せ先」をご参照ください。

(2) 返納

有効期間満了前に登録が抹消された場合には、速やかに登録証及びIDカードを返納して下さい。

7 APECアーキテクト登録証明書の交付

APECアーキテクト登録者から求めがあったときは、APECアーキテクトに登録している旨の 証明書をAPECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会が交付します。

(1) 必要な書類等

- ①登録証明願(当センターウェブサイト(https://www.jaeic.or.jp/)からダウンロードできます。)
- ②郵便振替払込請求書兼受領証の写し

(2) 交付に必要な費用

- ・交付手数料 一部につき1,100円(うち、消費税額100円)
- ·郵送料 110円

1,210円(交付手数料及び郵送料)を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。(払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。)

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

(3) 申請方法

上記「(1)必要な書類等」を郵送により提出してください。 提出先は、「9 提出・問合せ先」をご参照ください。

8 登録の更新

APECアーキテクトであり続けるためには、登録の有効期間満了までに更新の審査に合格するとともに、改めて登録手続きを行う必要があります。登録の更新その他の手続きについては事前(2028年3月頃)にご案内します。

(1) 審査方法

審査は、一級建築士として免許の取り消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられておらず、さらに「継続的な専門能力開発(CPD)を満足すべきレベルで実施していること」について、日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会が行います。なお、CPDの審査はCPD情報システムに入力された記録をもとに行います。

(2) CPDの実施 ※

CPDは、継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、毎年バランスよく行うように努めて下さい。

登録の更新に必要なCPD時間は、原則、次回の<u>更新審査申請書受付開始日より遡った3年間に72時間</u>(目安として1年で24時間)となります。ただし、実務の実施状況により108時間以上の場合もあります。

なお、CPDの対象となるプログラムとCPD時間等の詳細については、当センターホームページをご覧下さい。

※今回CPD免除を認定された方、又は、次回更新時にCPDの免除要件に該当する方(建築設計実務実績者(CPDを求める必要が無いほど、十分な実績を有している方など)は、更新時にCPD免除申請書を提出することにより手続きを行ってください。

(3) CPDの記録と保管

- ① 更新時に必要となりますので、<u>普段からCPD情報システムを活用して、CPD記録するようにして下さい。</u>なお、CPD情報システムの活用については、登録後に別途ご案内します。
- ② 審査の過程でCPDの実施を証明する書類の提出を求める場合がありますので、<u>講習会受講</u>証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、必ず保管しておくようにして下さい。

9 提出・問合せ先

日本APECアーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局 公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル Tel 03-6261-3310 Fax 03-6261-3320